意見書案第１３号

# 日米地位協定の見直しを求める意見書

在日米軍人等による事件と事故は、旧日米安全保障条約発効後、１９５２年から現在に至るまで、沖縄県をはじめ様々な場所で発生しており、国民の命と安全が脅かされている。そのため米軍基地を抱える１５都道府県の渉外知事会は、８月に「日米地位協定の改定に向けた着実な取り組みを求める特別要請」を行い、また、神奈川県基地関係県市連絡協議会も日米地位協定の見直しを求めている。

横須賀市内では、米兵による交通事故が相次いで発生し、市民が亡くなっている。しかし、補償がされず、訴訟が継続している。

本市でも４年前に米兵による連続傷害事件が発生し、本人は謝罪も賠償もせずに帰国。市議会は「米兵による連続通り魔傷害事件に抗議し、綱紀粛正と被害者への謝罪と賠償を求める決議」と「米兵による傷害事件の謝罪と賠償を求める意見書」を二度も全会一致可決している。この事件の民事訴訟の判決で示された賠償の支払いを求めた結果、今年８月に米国が一部見舞金を支払い、日本政府が残る部分を負担するとされている。被害者の心身に過度な負担を強いたことは許しがたいものである。　また、池子住宅地区関係者による市内の交通事故は、２０１５年度から２０２５年度までの１１年間で２０１件発生し、そのうち人身事故は３４件であり、頻繁に交通事故が発生している状況でもある。

よって、逗子市議会は、国に対し、国民の生命と財産と基本的人権を守るため、米軍への国内法の原則適用等を内容とする日米地位協定の見直しを早急に行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月２日提出

逗　子　市　議　会